

## 九州の豪雨災害に関する緊急要望

本年6月の入梅以来、九州地域においては、これまでに経験のない記録的な雨量となり、特に、6月30日から7月14日にかけての度重なる集中豪雨により、福岡県、熊本県及び大分県の3県を中心に甚大な被害をもたらしました。

河川のはん濫や土砂災害等は、多数の人命を奪い、山林や住宅をはじめ、河川、道路、鉄道、農作物や農地・農業用施設、保健医療福祉施設、学校施設等に多大な損害を与えたところであり、その被害は、住民の生活はもとより、農林水産業や商工業、観光業など、産業面にも深刻な影響を及ぼしています。

この災害に際し、被災自治体では、直ちに被災地域での人命救助、避難活動、救援物資の提供、損害を受けたライフラインの応急措置等、自治体としてできる限りの災害応急対策を講じたところであり、現在、早期の復旧等に向け、国・被災市町村と連携を図りながら、引き続き、全力を挙げて取り組んでいるところです。

また、九州・山口地域においては、平成23年10月に締結した「九州・山口9県災害時応援協定」に基づいて広域的な応援体制を敷き、被災県に対する支援に万全の構えを整えているところであります。

国においては、自衛隊員の派遣などについてご協力をいただき、また、農地等の災害復旧事業等については、早速、7月31日付けで激甚災害の指定が行われるなど、その迅速な対応について大変感謝申し上げます。公共土木施設等に関しても、現在、指定に向けた検討を行っていただいていると聞いておりますが、一日も早く閣議決定をいただきますよう、お願いします。

今後とも、九州一丸となって、被災地の復旧等を図ってまいり所存であります。各被災自治体が、地域の実情に応じて、より迅速かつ的確に災害復旧等に向けた取組を実行できるよう、別添の要望事項について早期に実現していただきますよう要望します。

なお、今災害においては、被災地から流れ出た大量の流木やごみが周辺地域の海岸・海域に漂着・漂流し、漁船の運航を妨げるなど、他地域への影響も大きいことから、九州・山口9県全域にわたる支援を併せて要望します。

平成24年8月

福岡県知事	小川 洋
熊本県知事	蒲島 郁夫
大分県知事	広瀬 勝貞

# 要 望 事 項

## 1 被災者等の生活再建支援について

### (1) 被災者生活再建支援制度の運用見直し

被災住宅の復旧が迅速に行えるよう、住家の被害認定の簡略化といった、制度の柔軟な運用について特段の配慮をすること。

また、半壊家屋・一部損壊家屋への適用拡大や、住宅に限らない生業に必要な店舗建物 等も支援対象とするなど、被災者支援の観点から制度の見直しを図ること。

### (2) 災害援護資金等の充実

災害援護資金や生活福祉資金などについては、貸付限度額の引き上げや金利負担の軽減、事務手続きの簡素化等を図ること。

### (3) 事業者への支援

#### ① 農林水産業

農林漁業セーフティネット資金などについては融資枠の確保や貸付限度額の引き上げ、金利負担の軽減等を行うとともに、早期に農業共済金の支払いがなされるよう、特段の配慮を行うこと。

また、果樹等の永年性作物や施設園芸作物等については、被災を機に離農する農家が増加する恐れがある。このため、営農意欲が失われないよう営農再建に必要な改植費用や苗の確保、施設の復旧、収穫までの育成等に係る費用への支援制度の創設を図ること。

#### ② 中小企業

商業、観光業、製造業等の中小企業への金融支援を円滑に行うため、セーフティネット保証制度に係る突発的災害(地域)指定について早期に行うこと。

また、貸付等の支援について迅速かつ柔軟に対応するとともに、甚大な被害を受けた中小企業に対する貸付については、担保要件の弾力的な取扱いを行うこと。

### (4) 災害廃棄物等の処理

災害等廃棄物処理事業や災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業について、必要な予算額の確保と早期採択を行うとともに、国庫補助対象の拡大や補助率の嵩上げなどを図ること。

また、海上の漂流物が海上運航、沿岸漁業や養殖業の操業に支障を来しているため、県からの要請に基づく清掃船による回収など、国における漂流物の処理体制を早期に構築すること。

なお、海底に堆積した土砂や廃棄物についても、国の漁場整備事業において、災害に対応できる制度とし、補助率のかさ上げ等を図ること。

## **2 被災地の復旧支援について**

### **(災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進)**

道路、河川をはじめとする公共土木施設、農地、森林、農林水産業施設、社会福祉施設、医療施設、公立学校施設、上下水道施設等の復旧については、事前着工を含む手続きの簡素化や速やかな事業採択を図るとともに、予備費の活用や補正予算の編成などにより、必要な財源の総額を確保すること。

その際、被害を受けた施設等の単なる原形復旧にとどまらない、将来の安全・防災対策に資する「改良復旧」についても積極的に推進すること。

特に、熊本県と大分県を結ぶ国道57号の一部が斜面崩壊等の被害により全面通行止めとなっているが、本道路は観光・産業面で重要な路線であることから、早期復旧を図ること。

## **3 公共交通機関の早期復旧について**

今災害を受け、JR豊肥本線や久大本線においては、トンネルの変状や橋脚・橋台の傾斜、線路への土砂流入、路盤の流失、倒木などの甚大な被害が生じており、現在のところ、全線復旧の見通しは立っていない。また、平成筑豊鉄道においても、築堤崩壊等が生じ、復旧まで長期間にわたる見込みである。さらに、地域バス路線についても、経営環境が大変厳しい中、バス本体が水没するなどの被害が生じている。これらの公共交通は地域住民の生活の足であるとともに、観光ルート上も重要であるため、運行再開等が早期に実現するよう、被災地域の公共交通機関に対して特段の措置を行うこと。

特に、JR九州及び平成筑豊鉄道に対する鉄道災害復旧事業費補助制度の適用について、特段の配慮を行うこと。

## **4 緊急的かつ柔軟な財政措置について**

県をはじめ被災市町村においては、被災者支援や災害復旧等に多額の経費を要することから、特別交付税の重点配分や災害復旧事業に係る起債枠の確保など、特段の配慮を行うこと。

## **5 防災・減災対策について**

### **(1) 治水対策の促進**

今回、福岡県を流れる矢部川や筑後川、熊本県の白川、大分県の花月川といった直轄河川において、堤防の決壊など、甚大な被害が発生した。今後、災害発生の原因を徹底究明の上、河川整備計画等の見直しの必要性を含め、早急に抜本的・総合的な治水対策を検討し、個別河川ごとに必要な対策を講じること。

現在、ダム事業の検証が行われているダム等については、地域の意見を最大限尊重するとともに速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定すること。

また、ダム事業の検証作業の結果、大分県竹田市の玉来ダムなど「ダム建設が必要」であると地域が判断したダムについては、国としてその判断を最大限尊重し、早期着工・完成に向けて必要な財源を確保すること。

### **(2) 土砂災害対策の促進**

今回、福岡県八女市や熊本県阿蘇市等で土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生し、多数の人命が失われる等甚大な被害が生じたが、今後、砂防事業や治山事業等を着実に推進するとともに、二次災害の防止を図るため、災害関連緊急砂防事業等の早期採択と必要な財源を確保すること。

### **(3) 防災・減災体制の整備**

気象警報の早期発出や自治体による警戒態勢の迅速化などにより、水害による被害を最小限に留めるため、集中豪雨やゲリラ豪雨エックススレインの発生をいち早く把握できる観測システム（XRAIN）の運用拡大を図ること。

また、市町村防災行政無線の整備率の向上など、地域における防災・減災体制の整備に向けた支援について、特段の配慮を行うこと。